

重要事項説明書

「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ゆうしゃいん」

当事業所は介護保険の指定を受けています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(三次市指定第 3491900191 号)

(庄原市指定第 3491900191 号)

当事業所はご契約者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について（契約書第 19 条参照）	10
7. 介護・医療連携推進会議の設置	11
8. 主治医（医療機関等）との連携	11
9. 守秘義務	13
10. 事故発生時の対応	13
11. 高齢者虐待防止のための措置	13
12. 衛生管理の徹底	13
13. 鍵の預りについて	13
14. その他留意事項	13

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 優輝福祉会
- (2) 法人所在地 広島県三次市吉舎町吉舎 6 0 6 番地
- (3) 電話番号 0 8 2 4 - 4 3 - 3 1 2 1
- (4) 代表者氏名 理事長 森重 利夫
- (5) 設立年月 平成 2 年 12 月 13 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
平成25年5月1日指定 三次市指定 第 3491900191 号
令和3年10月1日指定 庄原市指定 第 3491900191 号
- (2) 事業所の目的 要介護状態の利用者が尊厳を保持し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は、随時通報により居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応をすることで安心して居宅生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目的とします。
- (3) 事業所の名称 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ゆうしゃいん
- (4) 事業所の所在地 広島県三次市吉舎町吉舎606
- (5) 電話番号 0824-43-3110
- (6) 管理者氏名 名切 千秋
- (7) 当事業所の運営方針 住み慣れた地域で、尊厳と個別性が尊重された生活を継続することができるよう要介護高齢者の日常生活を支えるために適切なアセスメントとマネジメントを行い、それに基づいた定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び随時看護サービスを柔軟に組み合わせ、包括的かつ継続的にサービスを提供することをめざします。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 三次市
旧庄原市・総領町（その他の地域は要相談）
- (2) 営業日及び営業時間 (通報受付及び定期巡回・随時対応サービス提供)
365日 24時間
- (3) 対象者 要介護1～要介護5

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職種の配置状況>

令和6年4月1日現在

従事者の職種	人数	職務の内容
1. 管理者	1名（常勤）	事業の管理・調整
2. 看護職員等	7名以上	訪問看護業務・医務業務
3. オペレーター	12名以上	随時対応・通報時の相談業務
4. 計画作成責任者	1名	サービスの調整・相談業務
5. 訪問介護員等	25名	定期巡回・随時対応時の介護業務

<主な職種の勤務体制>

1. 管理者	主に 8:30～17:00（公休日：8 日/月）	訪問介護員を兼務
2. 看護職員等	主に 8:30～17:00（公休日：8 日/月） 業務の状況によっては早出・遅出にて配置 早出(7:00～15:30)遅出(11:00～19:30)	常勤換算により 2.5 以上の配置
3. オペレーター	日中時間は看護職員が兼務 夜間時間はケアハウス吉舎夜勤職員が対応	常勤職員配置 24 時間 365 日通報を受ける体制を確保
4. 計画作成責任者	主に 8:30～17:00（公休日：8 日/月） 業務の状況によっては早出・遅出にて配置 早出(7:00～15:30)遅出(11:00～19:30)	看護職員、訪問介護員を兼務
5. 訪問介護職員等	定期巡回職員として常勤 1 名配置 業務の状況により定期巡回、随時対応ができる訪問介護員等を配置（24 時間 365 日）	常勤職員配置 通報を受け連携をとれる体制を確保

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の 2 つの場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス
(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、利用料金の 9 割又は一定以上の所得がある 65 才以上の被保険者については、所得に応じて 8 割もしくは 7 割が介護保険から給付され、利用者負担は費用全体の 1 割～3 割の金額になります。サービスの概要のア～エについて具体的にそれぞれどのような頻度、内容で実施するかについては、ご契約者と協議の上、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に定めます。

<サービスの概要>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供するにあたり、利用者居宅にはタッチホン型 TV 電話を配置。必要に応じて画面を見ながら連絡を取り合い、利用者の身体状況やその利用者が置かれている環境をオペレーターが確認判断できるための情報集積通信機器を設置しています。又、情報集積通信機器等にて集約された情報を基に三次庄原圏域にある次の 5 ヶ所の福祉拠点で情報・状況の共有を図り、連携をとりながら随時訪問等を的確に対応出来る体制を確保しています。

※タッチホン型テレビ電話は任意での設置となります（別紙説明書参照）。随時の対応ができる環境がある場合には、設置の必要はありません

(連携福祉施設拠点)

三次圏域

特定施設入居者生活介護事業所 ケアハウス吉舎
小規模多機能型居宅介護事業所 藤原別荘

小規模多機能型居宅介護事業所 三良坂
小規模多機能型居宅介護事業所 ゆうしゃいん塩町
小規模多機能型居宅介護事業所 ゆうしゃいん三次

庄原圏域

特別養護老人ホーム ユーシャイン
地域密着型小規模特別養護老人ホーム ゆうしゃいん庄原
小規模多機能型居宅介護事業所 ゆうしゃいん庄原

ア 定期巡回サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るために必要な介護・援助を行う。

- ・身体介護とそれに付随する生活援助
- ・安否確認
- ・健康チェック
- ・見守り
- ・服薬確認 等

イ 随時対応サービス

随時対応訪問を適切に行うためのオペレーターを24時間常時配置。計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。又、通報を受け随時訪問の必要性の要否を判断します。

- ・通報による相談援助
- ・随時訪問サービス提供調整
- ・医療機関への通報 等

ウ 随時訪問サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づいた訪問サービス及び利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要に応じた介護・援助を行う。

- ・身体介護とそれに付随する生活援助
- ・安否確認
- ・健康チェック
- ・見守り
- ・服薬確認 等

エ 訪問看護サービス

主治医の指示に基づき常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者の心身の機能の維持回復を図れるよう妥当適切な看護サービスを提供する。加えて適切な指導等を行うものとする。

※主治医の指示（指示書）のもと

- ・服薬の指導や管理
- ・褥瘡の予防や手当て
- ・たんの吸引
- ・点滴・栄養チューブ・カテーテル・酸素吸入などの管理
- ・家族への介護・看護方法のアドバイスや相談 等

* 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成の際は、看護職員による定期的なアセスメント及びモニタリングを実施します。

<サービスの利用料金>

定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス、訪問看護サービスのすべてを含んだ一月単位の包括費用の額となります。但し、訪問看護サービスを行わない場合と行った場合及び※准看護師が行った場合の費用は以下の通りとなります。

◆保険給付による基本料金（1月につき）

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護費：(I) 一体型】(1ヶ月あたり) ※1割負担の場合		
※訪問看護サービスを行わない場合		
<input type="checkbox"/> 要介護1	5,446単位(円)	
<input type="checkbox"/> 要介護2	9,720単位(円)	
<input type="checkbox"/> 要介護3	16,140単位(円)	
<input type="checkbox"/> 要介護4	20,417単位(円)	
<input type="checkbox"/> 要介護5	24,692単位(円)	
※訪問看護サービスを行った場合		(※准看護師の場合)
<input type="checkbox"/> 要介護1	7,946単位(円)	※7,787単位(円)
<input type="checkbox"/> 要介護2	12,413単位(円)	※12,165単位(円)
<input type="checkbox"/> 要介護3	18,948単位(円)	※18,569単位(円)
<input type="checkbox"/> 要介護4	23,358単位(円)	※22,890単位(円)
<input type="checkbox"/> 要介護5	28,298単位(円)	※27,732単位(円)

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護費：(I) 一体型】(1ヶ月あたり) ※2 割負担の場合		
※訪問看護サービスを行わない場合		
<input type="checkbox"/> 要介護1	10,892単位(円)	
<input type="checkbox"/> 要介護2	19,440単位(円)	
<input type="checkbox"/> 要介護3	32,280単位(円)	
<input type="checkbox"/> 要介護4	40,834単位(円)	
<input type="checkbox"/> 要介護5	49,384単位(円)	
※訪問看護サービスを行った場合		(※准看護師の場合)
<input type="checkbox"/> 要介護1	15,892単位(円)	※15,574単位(円)
<input type="checkbox"/> 要介護2	24,826単位(円)	※24,330単位(円)
<input type="checkbox"/> 要介護3	37,896単位(円)	※37,138単位(円)
<input type="checkbox"/> 要介護4	46,716単位(円)	※45,780単位(円)
<input type="checkbox"/> 要介護5	56,596単位(円)	※55,464単位(円)

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護費：(I) 一体型】(1ヶ月あたり) ※3 割負担の場合		
※訪問看護サービスを行わない場合		
<input type="checkbox"/> 要介護1	16,338単位(円)	
<input type="checkbox"/> 要介護2	29,160単位(円)	
<input type="checkbox"/> 要介護3	48,420単位(円)	
<input type="checkbox"/> 要介護4	61,251単位(円)	
<input type="checkbox"/> 要介護5	74,076単位(円)	
※訪問看護サービスを行った場合		(※准看護師の場合)
<input type="checkbox"/> 要介護1	23,838単位(円)	※23,361単位(円)
<input type="checkbox"/> 要介護2	37,239単位(円)	※36,495単位(円)
<input type="checkbox"/> 要介護3	56,844単位(円)	※55,707単位(円)
<input type="checkbox"/> 要介護4	70,074単位(円)	※68,670単位(円)
<input type="checkbox"/> 要介護5	84,894単位(円)	※83,196単位(円)

事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 基本単価 - 600単位

通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護等を利用する場合は通所介護等を利用した日数に、1日あたり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定数を所定単位数から減算します。

※訪問看護サービスを行わない場合	※1割負担の場合
<input type="checkbox"/> 要介護1	62単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護2	111単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護3	184単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護4	233単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護5	281単位 (円)
※訪問看護サービスを行った場合	
<input type="checkbox"/> 要介護1	91単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護2	141単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護3	216単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護4	266単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護5	322単位 (円)

※訪問看護サービスを行わない場合	※2割負担の場合
<input type="checkbox"/> 要介護1	124単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護2	222単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護3	368単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護4	466単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護5	562単位 (円)
※訪問看護サービスを行った場合	
<input type="checkbox"/> 要介護1	182単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護2	282単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護3	432単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護4	532単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護5	644単位 (円)

※訪問看護サービスを行わない場合	※3割負担の場合
<input type="checkbox"/> 要介護1	186単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護2	333単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護3	552単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護4	699単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護5	843単位 (円)
※訪問看護サービスを行った場合	
<input type="checkbox"/> 要介護1	273単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護2	423単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護3	648単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護4	798単位 (円)
<input type="checkbox"/> 要介護5	966単位 (円)

短期入所生活介護等、短期入所系サービスを利用した場合、当該月の日数から当該月の短期入所系サービスの利用日数（退所日を除く）を減じて得た日数に日割り単価を乗じて得た単位数が当該月の所定単位となります。

◆保険給付による加算料金（1月につき）

加算名	算定要件	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
<input type="checkbox"/> 初期加算	定期巡回・随時対応型訪問介護看護に登録してから起算して30日間に限り加算	30単位 (円) ※1日につき	60単位 (円) ※1日につき	90単位 (円) ※1日につき
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	退院後に円滑に訪問看護サービスが提供されるよう、入院時に看護師等が在宅での療養上必要な指導を行った場合に加算	600単位 (円)	1200単位 (円)	1800単位 (円)
<input type="checkbox"/> 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) ※区分支給限度額対象外	利用者の状況に応じて随時計画を見直し、地域との交流を図っている場合に加算	1,200単位 (円)	2,400単位 (円)	3,600単位 (円)
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	利用者の同意を得て、24時間連絡できる体制があり、計画訪問以外の緊急時訪問を行う場合に加算	325単位 (円)	650単位 (円)	975単位 (円)
<input type="checkbox"/> 特別管理加算 ※区分支給限度額対象外	訪問看護サービスにつき、特別な管理を必要とする者について加算 ※厚生労働大臣が定める状態 (Ⅰ)気管カニューレ・留置カテーテル等、使用状態の場合 (Ⅱ)人工肛門、在宅酸素療法指導管理、点滴の週3回以上必要等、の状態の場合	(Ⅰ) 500単位 (円) (Ⅱ) 250単位 (円)	(Ⅰ) 1000単位 (円) (Ⅱ) 500単位 (円)	(Ⅰ) 1500単位 (円) (Ⅱ) 750単位 (円)
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算 ※区分支給限度額対象外	死亡日及び死亡日前14日以内に2回（医療保険利用時は1回）以上ターミナルケアを実施した場合に加算	2,500単位 (円) ※死亡月	5,000単位 (円) ※死亡月	7,500単位 (円) ※死亡月
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ※区分支給限度額対象外	◎1月あたりの総単位数×加算率(22.4%)単位(円) (※1月あたりの総単位数とは基本サービス費に各種加算減算を加えたもの)			

* 月ごとの包括料金ですので、契約者の定期巡回サービス、随時訪問サービス等の利用実態が定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

* 月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定します。登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りにした料金をお支払いいただきます。

* 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを算定している間は、当該利用者に係る、他の訪問サービス系に係る訪問介護費は算定致しません。

* 保険給付の請求のための証明書の交付

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない（介護保険適用を受けない）場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載

した「サービス提供証明書」を交付します。

- * 保険料滞納等により市（三次市・庄原市等）から保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1月当たりの利用料の全額をお支払頂き「サービス提供証明書」を発行致します。後日、最寄りの市の介護保険係りの窓口にて「サービス提供証明書」を提出しますと、差額（9割若しくは8割相当）の払い戻しを受ける事が出来ます。
- * 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 通信費 □別紙、 ※通信費に係る取扱い事項 参照

イ 死後処置料 □10,000円 ※ご自宅を訪問して、死後の処置を看護師が行った場合

- * その他の日常生活上必要と思われるもので利用者が負担することが適宜なものについては実費負担となります。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

- ・ 料金・費用は、次の通りお支払い下さい。
- ・ 1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月20日までに下記の方法でお支払い下さい。

金融機関口座からの口座振替

ご利用できる金融機関：郵便局、J A、広島みどり信用金庫

当事業所が指定する口座への現金振込み

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- * 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、居宅サービス計画及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスを柔軟に組み合わせて介護及び看護を提供するものです。
- * 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは他の通所介護、通所リハビリテーション等サービスを併用にて利用できます。サービスの変更・追加につきまして申し出て下さい。
- * サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

（5）定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、利用者の一人ひとりの人格を尊重し、

可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期的な巡回又は、随時通報により居宅を訪問して提供する入浴・排泄・食事等介護、日常生活上の緊急時の対応、により安心して居宅生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復をめざすものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切なサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情・虐待の受付について（契約書第18条参照）

(1) 当事業所における苦情・虐待の受付

当事業所における苦情・虐待等のご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情・虐待受付窓口（担当者）

電話（0824）43-3110 FAX（0824）43-3335

〔解決責任者〕 管理者 名切 千秋

〔窓口担当者〕 係長 眞田 昌子

受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：00

○第三者委員

上杉千恵美 電話番号（0824-73-0559）歌手

奥 易之 電話番号（0824-88-2548）無職

宮崎 文隆 電話番号（0824-66-2317）団体役員

(2) 行政機関その他苦情・虐待受付機関

三次市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係	所在地 三次市十日市中二丁目8番1号 ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 電話 0824-62-6387 FAX 0824-62-6285
庄原市高齢者福祉課 介護保険係	所在地 庄原市中本町一丁目10-1 ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 電話 0824-73-1167 FAX 0824-75-0245
広島県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険係	所在地 広島市中区東白島町19番49号国保会館 ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法 電話 082-554-0783 FAX 082-511-9126
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 ご利用時間 平日午前8時30分～午後5時 ご利用方法 電話082-254-3411

7. 介護・医療連携推進会議の設置

当事業所では、地域包括ケアの推進を図り介護・看護の連携を強化する必要性から定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供状況について定期的に報告し、その内容等についての評価、要望、助言を受けることはもとより、地域への情報公開等を適切

に行う観点から、下記の通り介護・医療連携推進会議を設置致します。

〈介護・医療連携推進会議〉	
構 成	利用者、利用者の家族、地域の医療関係者、地域住民、市町の職員、地域包括支援センターの職員等、)
開 催	おおむね6ヶ月に1回以上開催
内 容	運営状況等について協議・報告・評価 (会議録にて報告)

8. 主治医（医療機関等）との連携及び緊急時の対応

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する上で、看護師等は主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理を行うと同時に、サービス提供にあたって主治の医師との密接な連携を図ることに努めます。
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する上で、主治の医師がとりわけいない場合、及びご契約者の希望により、以下の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、以下の医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、以下の医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変、その他、緊急事態等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は以下の協力医療機関及びバックアップ施設と連携を取りながら適切な措置を講ずることに努めます。

①協力医療機関

医療機関の名称	庄原赤十字病院
所在地	広島県庄原市西本町2丁目7-10
電話番号	0824-72-3111
診療科	内科、循環器内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科

医療機関の名称	市立三次中央病院
所在地	広島県三次市東酒屋町10531番地
電話番号	0824-65-0101
診療科	消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、腎臓内科、緩和ケア内科、糖尿病・内分泌内科、外科、整形外科、脳神経外科 皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、歯科口腔外科 リハビリテーション科、放射線治療科、放射線診断科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	金子歯科医院
所在地	広島県三次市吉舎町三玉508-1
電話番号	0824-43-2171

③介護老人福祉施設 (※バックアップ施設)

介護老人福祉	ケアハウス吉舎
--------	---------

施設の名称	
所在地	広島県三次市吉舎町吉舎606番地
電話番号	0824-43-3110

介護老人福祉 施設の名称	特別養護老人ホームユーシャイン
所在地	広島県庄原市総領町中領家476番地
電話番号	0824-88-3000

④緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	主治医名	
	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 ①	氏名	
	本人との続柄	
	住所	
	電話番号	
	携帯電話番号	
	その他連絡先	
緊急連絡先 ②	氏名	
	本人との続柄	
	住所	
	電話番号	
	携帯電話番号	
	その他連絡先	

9. 守秘義務

事業者及び従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。但し、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

10. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。事業者はサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に与えた損害について賠償する責任を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、この限りではありません。

11. 高齢者虐待防止のための措置

事業所は虐待防止に関する責任者を設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知、虐待防止のための措置を講じるように努めます。

12. 衛生管理の徹底

定期巡回・随時対応型訪問介護看護に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前、終了時の日々の清潔・消毒を施す等、常に衛生管理に留意します。

13. 鍵の預りについて

- 1) 随時訪問サービス又は定期巡回サービスを実施する上で、居宅への入室方法を確保するために必要に応じて鍵をお預り致します。
 - 2) 鍵をお預りする際には、「鍵預り証」を発行します。
 - 3) お預りした鍵は当事業所で責任をもって保管・管理致しますが、万が一紛失した際には当事業所の費用負担により弁償致します。
 - 4) 契約者より鍵返却の求めがある都度、及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが終了となった時点で「鍵預り証」と引換えに速やかに鍵を返却します。
- * 鍵の取り扱いにつきましては、上記内容等を記した当事業所が定める「鍵預りに関するマニュアル」に従って適切な対応致します。

14. その他留意事項

- 1) サービス利用の際は介護保険被保険者証の提示を求め、被保険者資格、要介護認定とその期間等について確認することをご了解ください。
- 2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供において看護師及び訪問介護員等がその勤務中常に身分証明書を携行し、利用者又は家族から求められたときは、身分証明書を提示致します。
- 3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供において原則、金銭管理・預金通帳・印鑑等をお預かりすることは致しません。成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業を紹介致しますので、それらの制度を利用して下さい。
- 4) 訪問介護員等及び看護師等が訪問時、贈り物や飲食等のもてなしは、事業所として受けないこととしています。ご遠慮させていただきます。
- 5) 禁止行為

次に掲げる行為は、適切にサービスを提供する妨げとなりますので、禁止行為とさ

させていただきます。

- 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- 職員に対するセクシャルハラスメント（性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

令和 年 月 日

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 優輝福社会
事業者住所 広島県三次市吉舎町吉舎606番地
事業所名 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ゆうしゃいん

代表者氏名 理事長 森重 利夫 印

説明者 職 名

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

利用者家族 住 所

氏 名 印

(続柄：)

この重要事項説明書は、厚労省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。